

保証料補給制度のご案内

創業者向けに制度を拡充しました！ぜひご活用下さい！

名張市では、小規模事業者の経営の合理化と事業の振興を支援することを目的に、特定の融資制度に基づき融資を受けられた方に対して、三重県信用保証協会へ支払われた保証料の一部又は全額を補給補助しています。（借換えは対象外）

融資を受けられた方は、下記の必要書類を添えて市役所4階商工経済室へ申請して下さい。申請されないと補助金は交付されませんのでご注意ください。

【補助対象者】

- ①「小規模事業資金融資制度」に基づき融資を受け、市内に主たる事業所又は営業所を有し市内で1年以上事業を営み、かつ市税を完納している方。
- ②創業前若しくは創業後1年未満の間に「創業・再挑戦アシスト資金制度」に基づき融資を受け、市内に主たる事業所又は営業所を有し、又は設置しようとする方で、かつ市税を完納している方。但し、平成29年4月1日以降の借入が対象となります。

【補助金額】

三重県信用保証協会へ支払われた保証料の一部又は全額

※補助上限額は68,750円（同一年度において、上限に達するまで可）

【必要書類】

- ①補助金交付申請書及び補助金交付請求書<市商工経済室備付>
※申請書・請求書には署名又は記名のうえ、押印をお願いします。
- ②三重県信用保証協会発行の信用保証書の写し<借入窓口の金融機関>
- ③三重県小規模事業資金保証料受入証明書或いは
三重県創業・再挑戦アシスト資金保証料受入証明書<借入窓口の金融機関>
- ④市税完納証明書<市役所1階収納室>
※個人事業者は代表者の証明書を1通、法人事業者は法人と代表者の証明書を各1通ご用意下さい。

ご来庁の際には、ご印鑑（個人事業者の場合は代表者印、法人事業者の場合は社印と代表者印）と振込希望口座（ゆうちょ銀行は除く）のわかるものをご持参下さい。

【申請期間】

融資を受けられてから、原則3か月以内に申請して下さい。

【お問い合わせ先】

名張市鴻之台1番町1番地
名張市 産業部 商工経済室
TEL 63-7824